データヘルス計画策定支援業務委託に関する 質問及び回答

【質問1】企画提案書作成要領

2-(5)独自提案

仕様書に記載の範囲を超えて、効果が期待できる保健事業の追加などの独自提案を示す際、追加提案の保健事業に関する費用は予定金額に含む想定でしょうか。

それとも、別途費用として、活用可能な保健事業をオプション提案としても宜しいでしょうか。その場合、費用感の提示は必要でしょうか。

【回答】

追加提案の保健事業に関する費用は、予定金額に含む想定です。

【質問2】仕様書

第2目的

仕様書の「第2目的」に提供いただくデータをお示しいただいております。データに関連して以下ご教示いただけないでしょうか。

- ①データの対象年度は、平成30年度から令和4年度の5年分でよろしいでしょうか。
- ②在籍者の異動データについてもご提供いただくことは可能でしょうか。

【回答】

- お見込のとおりです。
- ② 可能な限り御提供いたします。

【質問3】仕様書

第4 業務内容

仕様書の「第4業務内容」について、「3第3期データへルス計画骨子(概要)の提案」「4第2期データへルス計画の実績評価及び総括並びに第3期データへルス計画の策定」とあります。同じく仕様書の「第5スケジュール(予定)」を踏まえますと、「3」は令和5年9~10月に、「4」は令和6年2月に実施(納品)するという想定でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

【質問4】仕様書

第4-1-(7)健診異常値放置者に関する分析

健診異常値放置者の定義として、「健診受診しているが異常値があり、その異常があった 検査値に対し、レセプトから関連のある治療や検査がない者」と記載がありますが、例えば、 「高血圧で病院を受診しているが、処方がない者」は、健診異常値放置者と判断してしまう ように思えます。

今般の第4期特定健康診査等実施計画期間における見直し事項として、「健診異常値=服薬が必要」ではないと、フィードバック文例などが改正されていますので、業務実施の際には、認識の擦り合わせを行わせていただきたいと考えますが宜しいでしょうか。

(医師の判断と相違するフィードバックをしてしまう恐れがあることを懸念しております。)。

【回答】

委託契約決定後は、お互い認識の齟齬がないように、認識のすり合わせやスケジュール確認 等の打ち合わせを実施する予定です。

【質問5】仕様書

第11 個人情報の取り扱い

業務の一部を再委託することは可能でしょうか。また、再委託が可能な場合、業務内容によって再委託の可否判断が異なるなど、留意すべきことはありますでしょうか。

【回答】

一括再委託でなければ再委託の承諾をしておりますので、業務内容で可否判断をすることはありません。電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書第9条を遵守していただけたら、原則承諾いたします。

【質問6】その他

適用拡大による増加人数及び本人家族別、年代等の情報を共有いただくことは可能でしょうか。

詳細な内容が難しい場合は、増加人数のみ共有いただくことは可能でしょうか。

【回答】

増加人数及び本人家族別、年代別であれば情報共有することは可能です。 その他の情報についても、可能な限り対応いたします。

【質問7】その他

令和3年度の特定健診実施率及び保健指導実施率を共有いただくことは可能でしょうか。

【回答】

可能です。

※ 質問について、基本的には提出いただいた原文のままで掲載していますが、その内容を明確にするため、一部表現を変更しているものもあります。